

■点検項目 10 関係（離職後 1 年以内の派遣）

労働者派遣事業は、常用雇用の代替防止を前提として制度化されているものであり、ある企業を離職した労働者を当該企業において派遣労働者として受け入れ、当該企業の業務に従事させることは、常用雇用の代替として派遣就労が利用されるということになり、派遣法の趣旨に鑑みても適当ではありません。そのため、派遣先に対しては、派遣先を離職した後 1 年を経過しない労働者（非正規雇用労働者を含み、60 歳以上の定年退職者を除く。）を派遣労働者として受け入れることを禁止（派遣法 40 の 9 ①）するとともに、派遣元事業主に対し、当該者を派遣労働者として当該派遣先へ労働者派遣することを禁止しています（派遣法 35 の 5）。

なお、グループ企業への派遣に関しては、同一の事業者には該当しないため、離職した労働者についての労働者派遣の禁止対象にはなりません。